

博物館・博物館相当施設と博物館類似施設

鷹野光行(東北歴史博物館)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 社会教育調査に見る博物館の現状 | 5. あらためて登録することのメリットについて |
| 2. 博物館と博物館類似施設の違い | 6. この状況を解消するためには |
| 3. 博物館と博物館類似施設の活動の違い | 参照文献 |
| 4. 博物館法における支援の違い | |

1. 社会教育調査に見る博物館の現状

平成28年10月28日に、文部科学省による「平成27年度社会教育調査中間報告」が公表された。確定値は平成29年3月頃公表の予定とされている。社会教育調査はほぼ3年ごとに行われ、今回公表された調査は平成27年10月1日現在で、入館者数などの活動状況の把握は平成26年度間のものである。

調査は多岐にわたるが、今回の中間報告で示されたのは、設置者別館数・設置者別登録博物館又は博物館相当施設別博物館数・種類別館数・職員数・事業実施状況・入館者数・民間社会教育事業者との連携・協力状況・関係機関との共催状況・ボランティア活動状況(種類別)であった。

このうち、館数、入館者数、職員数のうちの学芸員について、を博物館(登録博物館、博物館相当施設)と博物館類似施設に分けて、前回の平成23年度調査と比較して示す。以下表中「平成」はHで示す。

1) 館数

第1表 博物館の数

	H27年	H23年	増減
登録博物館	888	913	-25
相当施設	361	349	12
小計	1,249	1,262	-13
類似施設	4,434	4,485	-51
合計	5,683	5,747	-64

館種別では美術館が-27、科学館-23、歴史博物館-18で、総合博物館は+18館であった。市町村

の合併の影響、があるのだろうか。この調査では平成20年度の5,775館をピークに減少し続けている。

2) 入館者数

第2表 年間入館者数(単位:千人)

	H26年度間	H22年度間	増減
博物館	129,528	122,831	6,697
類似施設	150,381	153,821	-3,440
全体	279,910	276,652	3,258

なお1館あたりの数は以下の通り。

第3表 1館あたりの入館者数(単位:千人)

	H26年度間	H22年度間	増減
博物館	103.7	97.3	6.4
類似施設	33.9	34.3	-0.4
全体	49.2(*)	48.1	1.1

*について、文部科学省による報道発表の資料では「利用者数」として学級・講座の受講者数、諸集会の参加者数、入館者数を合わせて50,647人となっている。博物館の活動の評価に「入館者」がしばしば使われるのだが、博物館の利用者は展示を見る人だけではないので、このような「利用者」としての統計を行ったり評価の指標とすることは博物館の利用度を示す上では望ましいところである。文部科学省の全国博物館大会における配付資料では「利用者」ではなく「入館者」としてこの数字を示している。

なお、東北歴史博物館では、平成26年度間の「入館者数」は149,192人で、「入館者」としているが展示室利用者だけではなく、子ども歴史館等の施設利用者、講座や催事等参加者も含めた「博物館利用者」数である。

3) 学芸員数

専任・兼任・非常勤及び指定管理者の学芸員を合わせた数で示す。

第4表 学芸員の数

	H27年	H23年	増減
博物館	4,730	4,396	334
類似施設	3,084	2,897	187
合計	7,814	7,293	521

文部科学省による報道発表の資料では、学芸員を「博物館法第4条第3項に規定する学芸員」と定義して示しているのだが、実際に示されている数は相当施設や類似施設の学芸員に相当する職員や学芸活動に従事する指導系職員の数であり、平成20年の統計までは本来の「博物館法第4条第3項に規定する学芸員」、つまり登録された博物館の指導系職員の数が示されていたのだが、平成23年からは登録博物館と博物館相当施設を合わせて「博物館」としたため、「博物館法第4条第3項に規定する学芸員」の数は見えていない。したがってここでは博物館法とは関わりなく、博物館としての活動の行われていると把握された施設の指導系職員数であり、一般にはそれは法の定義とは関わりのない一般名詞としての学芸員を示す。文部科学省においても学芸員の職と名称との間に混乱があることがわかる。

全国博物館大会の配付資料には博物館と類似施設の1館あたりの配置数が数字ではなくグラフで示されているが、数字を計算してみた。

第5表 1館あたりの学芸員配置数

	H27年	H23年	増減
博物館	3.8	3.5	0.3
類似施設	0.7	0.65	0.05
合計	1.37	1.27	0.1

博物館法に基づく博物館と博物館相当施設では1館あたり4人ほどの学芸員がおり、博物館法と関わりなく設置されているところでは3館のうち1館には学芸員に相当する専門の職員がいない、という実態が示されている。それでも前回の調査よりはわずかながら配置数は増加している。これは全体で521人の増加と皮肉にも博物館数の減少によってもたらされた結果と見ることができる。

かつて、博物館の望ましいありかたとして昭和48年に示された「公立博物館の設置及び運営に関す

る基準」の文部省告示で掲げられていた、都道府県・政令指定都市立の博物館には17人以上、市町村立の博物館では6人以上を配置するとされていた数には依然としてまったく及ばない。

博物館の「もの・ひと・ば」の3要素のうち、「ひと」にあたる学芸員の配置数は、博物館法との関わりによる「博物館」と「博物館類似施設」の差が顕著である。またもうひとつの「ひと」の要素である入館者数においても1館あたりでは3倍の差がある。施設の規模等の違いはあるとしても、類似施設の貧弱な状況が数字に表れている。

次節以下で、博物館と博物館類似施設の差を、「ば」である設備面と、活動の差を物語る調査データで示す。

2. 博物館と博物館類似施設の設備の違い

社会教育調査では「バリアフリー関係設備の設置状況」として、博物館等についてはスロープ、障害者用トイレ、エレベーター、簡易昇降機、点字による案内、障害者用駐車場、の設置館数が示されている。このうち、スロープ、障害者用トイレ、点字による案内を、平成23年度までの3回の調査結果を比較して示す。エレベーター、簡易昇降機については平成20年度の数値がその前後の調査数値と整合性を持たなく見えるので省いた。なお平成27年度調査ではまだ結果は表示されていない。

第6表の上段が館数、下段が割合である。直近の平成23年度の数値を見ても、博物館と類似施設の差は大きい。

スロープとトイレについては以前にも比較を試みたことがある(鷹野1997)。平成4年度の調査に基づいたが、類似施設ではそれぞれの設置の割合が、36.3%と35.5%であったので、年々相当改善されてきていることがわかる。

第6表 バリアフリー関係設備の設置状況

		H17年	H20年	H23年
スロープ	博物館	747館 62%	799館 64%	840館 67%
	類似施設	2,139館 48%	3,039館 67%	2,337館 52%
障害者用 トイレ	博物館	862館 72%	930館 75%	966館 77%
	類似施設	2,241館 51%	2,220館 49%	2,501館 56%
点字に よる案内	博物館	179館 15%	187館 15%	221館 18%
	類似施設	316館 7%	229館 5%	337館 8%

近年、展示室内の解説も含めて多言語化が推進されているが、これも言語の面でのバリアフリー化・ユニバーサル化と捉えるとすれば、その前になすべきことがまだまだあることを「点字による案内」の設置割合の低さが物語る。

3. 博物館と博物館類似施設の活動の違い

教育施設としての活動面では、学級・講座数、その受講者数、諸集会（講演会、文化・体育事業等の実施件数）、その参加者数、ボランティア活動の状況、がある。このうち、学級・講座数、諸集会実施件数とボランティア登録制度のある館の実態を見た。

第7表と第8表は上段が実施件数、下段は1館あたりの実施件数である。全体として学級・講座数、諸集会の実施件数は増加の傾向にあり、10年で学級・講座数は博物館・類似施設とも約2倍、諸集会の実施件数は博物館は1.9倍に、類似施設では1.2倍となっている。学級・講座と諸集会だけが教育活動を物語ることではないことはもちろんで、ほかにも多種多様な活動が展開されている。それにしてもこの10年での学芸員数は、博物館・類似施設を合わせて1.2～1.3倍程度にとどまっているところを見ると、博物館の現場における職員の負担は年々増加してきているといえるのだろう。

第7表 学級・講座数

		H16年度間	H19年度間	H22年度間	H26年度間
博物館		17,663	20,586	28,087	33,839
		14.8	16.5	22.3	27.1
博物館		20,771	25,032	30,933	39,573
類似施設		4.7	5.5	6.9	8.9

第8表 諸集会の実施件数

		H16年度間	H19年度間	H22年度間	H26年度間
博物館		11,496	13,593	16,373	21,919
		9.6	10.9	13.0	17.5
博物館		18,279	19,862	21,150	21,906
類似施設		4.1	4.4	4.7	4.9

また、教育活動面における博物館と類似施設の差も明らかである。しかし、1館あたりの実施件数の違いを持って類似施設が博物館に比べて活動が不活発だとか教育活動に不熱心であるなどと言うことはできまい。たとえば類似施設の平成26年度間の学級・講座数を1館あたりの学芸員数で割れば、12.7となり、博物館では7.1である。類似施設の学芸員は一人で博物館の学芸員の2倍近くの学級・講座の開催を担っていることにはならないだろうか。

次にボランティア活動の状況のなかで、ボランティア登録制度を見る。

第9表 ボランティア登録制度のある館

		H17年	H20年	H23年	H27年
博物館		416館	462館	490館	538館
		34.8%	37.0%	38.8%	43.1%
博物館		697館	769館	818館	907館
類似施設		15.8%	17.0%	18.2%	20.5%

これも上段が実数、下段が全体の中での割合である。

博物館法では第3条第1項第九号に、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」とあるように、博物館はボランティアとして活動してくれる人々の活動の場となることが定められている。その点では類似施設にはこの縛りはないのであるが、「地域における生涯学習推進のための中核的な拠点」（生涯学習審議会社会教育分科審議会1996）と目されることから活動の場となることに消極的であってはなるまい。ボランティアの方たちは、博物館が「活用する存在」ではなく、博物館のスタッフとして共に活動していく存在であるとの認識が博物館には必要ではないか。

以上のように、博物館法による設置の違いでは、設備の充実度に加えてその活動面でもだいぶ大きな

違いがあることがわかる。活動の基盤となるひと＝学芸員の配置の違いにより考慮すべき点はあるとしても、類似施設であることで停滞することはあってはならない。

4. 博物館法による支援の違い

博物館の登録制度について語られるときにしばしば言われることは、登録をしても何もメリットがない、ということである。私立の博物館では、登録博物館となることで主として土地に関するところなど税制面での優遇措置があり、目に見えるメリットがある。しかし平成27年度には3,525館に上る都道府県立・市町村立の博物館類似施設では、登録のメリットがないということで登録施設となろうとしないのだろうか。

登録制度の維持とそのメリットについて、文部科学省に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の第1次報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議2007）では、

「各関係者に〈別紙2〉に示すような利点をもたらすことが期待できるほか、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、登録博物館になることの目に見えるメリットが多くあること。

一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。」

と指摘し、〈別紙2〉では「新しい博物館登録制度によって期待されるプラス効果」として以下をあげ

ている。

「○利用者（若しくは国民、市民）

- ・学習という観点で優れた（一定基準を満たした）博物館かどうか見極められる。
- ・博物館全体の質的向上が図られる。
- ・博物館を支援しようとするスポンサー、寄贈者に指標を与えることができる。

○博物館（設置者を含む）

- ・博物館運営に一定の指針が与えられる。
- ・ステイタスとしての地位が得られる。
- ・博物館の運用改善や質の維持を図る契機となる。
- ・基準を満たすための予算要求、人員確保要求に説得力のある根拠を与える。
- ・国民に対して望ましい博物館活動に対し理解を得ることができる。
- ・地域住民・国民に対する施設設置の説明責任を果たすことができる。

○博物館行政主体（国、都道府県）

- ・国民、住民の博物館に対する関心が高められる。
- ・全国の博物館に対して、一定基準の確保を促すことができ、博物館全体の質の向上とともに、審査主体の違いによるバラつきを抑制できる。」

ここにあげられたメリットは精神的なものが主体を占めることは否定できまい。しかし、後にまた述べるがそのことにも大きな登録の意義があるのである。

具体的な目に見えるメリットをあげる。文部科学省と文化庁による博物館振興策の中には、博物館（登録博物館と博物館相当施設）を対象とするものがある。たとえば文化庁による「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」では、その補助対象事業者を「構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設に限る。）を含む実行委員会。」としており、類似施設が参加できる余地はあるものの、対象は法の下にあるものである。

また「東日本大震災により被災した博物館の再考に関する経費」として「被災ミュージアム再興事業」が平成24年度から執行されているが、その対象は「博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるもの。」

とされている。このように文部科学省・文化庁が対象とするのは、登録された、あるいは相当施設に指定された博物館なのである。

東日本大震災で被災した博物館は登録・相当施設だけではない。宮城県内では、14館が被災して再開まで100日以上を要していることが報告されており（佐藤泰2015）、石巻文化センターなど未だに再開されていないところもある。この14館だけを見ても登録・相当施設は5館だけ、ではそのほかは「被災ミュージアム再興事業」の対象とならないかと言えばそうはいかないだろう。そのため宮城県では「宮城県被災文化財等保全連絡会議」をつくり直接の対象とはならない博物館や民間所在の文化財資料の救済と復旧にあたった。仮に県内すべての博物館が登録または相当施設となっていれば博物館に関する限りは別の組織を作って対処するという行動は必要なかったことになる。登録・相当に限るというような縛りかけるのはおかしい、という考えもあるだろうが、法律によって動く仕組みが大前提である以上仕方ないことであり、その場その場で知恵を絞って「保全連絡会議」のような形で対応することになるのだが、法律が変わればそのようなことも必要なくなる。

5. あらためて登録することのメリットについて

社会教育調査による博物館の実態を見る中で、施設面で、また活動の面で、博物館（登録・相当施設）と類似施設の違いを見てきた。どちらもこれで十分だという姿ではないにせよ、その差は明らかである。

類似施設よりは登録・相当施設のほうが施設も整えられているし、生涯学習の場としての活動もよりおこなっている。

また博物館法には「第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。」との条文があり、博物館は活動状況の情報の提供をしなければならないし、それはまた博物館を設置したものの責任でもある。逆に、博物館の設置者は、法に則って登録をしてその上で活動をしていることを地域住民に訴えることができる。先に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」による登録のメリットを「精神的なものが主体」と述べたが、設置者にとってはこのことが重要なのではないのだろうか。肝心なことは市民・地域の人たちの目であり、登録であろうが類似であろうが、地域住民の目には変わりはなく博物館なのである。設置者は登録博物館を持つことで地域に向かってこれだけのことを果たしていると訴える根拠をもつことができるのである。

もちろん博物館を持つ地域にとっても登録をしている博物館の質のよりよい活動を享受することができるし、そのことを保証する根拠と説明責任を設置者は果たすことができることになるのである。

6. この状況を解消するためには

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議の報告では

「新しい登録制度では、それぞれの博物館にふさわしい活動の内容面を重視する観点から、登録申請資格の設置主体の限定を撤廃。」

を掲げ、現在の登録制度のネックである、公立の博物館については教育委員会が所管するものが登録できるとする限定の撤廃を提案した。

日本博物館協会においても山西良平を中心とした「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会」において検討を進め、以下の

1. 登録申請資格に対する設置者や所管による制限の撤廃
2. 登録博物館・博物館相当施設の一元化
3. 登録審査基準の見直し
4. 登録制度と連動した博物館振興策の導入
5. 登録博物館が他の博物館と区別される仕組みの創設
6. 登録にかかわるチェック制度の導入
7. 登録審査体制の充実

について整理して報告する、としている。概ね先の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告に基づいているようである。

博物館法が社会教育法の元にあつて、教育基本法、社会教育法共に博物館が社会教育機関（施設）であると定めていることも登録をためらう理由の一つかもしれない。博物館の教育活動は今や社会教育の枠にはとどまらず、広く生涯学習の場としての活動を展開していることは異論のないところであろう。教育基本法では第3条に「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と記され、生涯学習社会の実現に向けて、博物館も重要な役割を果たしていくことが求められている。しかしその一方教育基本法第12条第2項には「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とあつて依然として博物館は制度的には社会教育の枠に縛られている。検討協力者会議の報告を受けて博物館法改正に向けて関係部局との折衝・検討をおこなった栗原祐司が報告している（栗原2010）通り、博物館法の改正はそれだけを修正すればよいだけでないことは言うまでもなく、教育委員会の所管事項を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、国立博物館にかかわる「文化財保護法」など、いくつもの関門を経なければならない。そして最大の関門が上

述の「教育基本法」である。しかしここが変われば、そのほかの法律は変わらざるを得なくなる。

博物館を単なる社会教育機関の枠から開放し、生涯学習社会の実現のために重要な役割を担う教育・文化機関として行くためには教育基本法そのものの再々検討・改正が必要であることを主張したい。

【参考文献】

- 生涯学習審議会社会教育分科審議会 1996「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」生涯学習審議会社会教育分科審議会報告
- 鷹野 光行 1997「制度から見た博物館」博物館学雑誌22-1/2 全日本博物館学会 pp.39-44
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議2007『新しい時代の博物館制度の在り方について』p.9、p.27
- 栗原 祐司 2010「我が国の博物館政策の諸課題」日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要14 pp.7-17、日本ミュージアム・マネジメント学会
- 佐藤 泰 2015『東日本大震災とミュージアム』仙台・宮城ミュージアムアライアンス
- 山西 良平 2016「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会の論議から（中間報告）」博物館研究51-2 pp.18-21 日本博物館協会